

翻 訳

## 宋代河北路便糶地域考略

袁 一 堂 著  
安 蕪 幹 夫\* 訳

宋代の和糶制度の特徴の解釈に関して、漆侠先生は、これは北宋時代の糧草を購入して、辺境の軍隊の需要に対して供給する一種の制度と措置であると理解した<sup>(1)</sup>。この認識は三つの方面から宋代和糶の基本的な特質を概括している。まず、和糶は両税と違い、官府が両税の外に民間から糧草を購入する一種の商業行為である。しかし後には変遷して賦税とよく似たものとなったが、全体から見れば代価を支払うものである。即ち、いわゆる糧草の購入に対して、和糶は見銭をもって、博糶は他物をもって、便糶は鈔引をもって支払う<sup>(2)</sup>。次に、和糶の目的は軍需に対する供給である。近年ある学者は、三司の和糶と常平倉の市糶が、軍需の供給と荒政というそれぞれが違う系統に分属していることを明瞭にできなくて、この二者は同じであると理解したが、実際これは一種の誤解である。また次に、和糶が重点的に推行されたのは辺境で、即ち沿辺地域である。五代の石晋が燕雲十六州を割譲して以来、北宋の北部辺境は自然の障壁を失った。軍隊は雲集し、常に戦争の危険があり、糧草の供給は便糶に仰いだ。河北一路は広い平原なので、特に要衝の地となり、当然真っ先にその矢面に立って便糶の重点地帯となった。

宋代の沿辺はまた併辺、被辺と称され、遼、西夏に近い河北、陝西、河東の三路は通称された。しかも各路は地理の遠近によって、極辺（極遠）、次辺（次遠）と内里（内郡）の三つの部分に分かれたれ、これは沈括の『夢溪筆談』の中にも記載があった。中央財政（派出機構の河北糶便司を通じた）が制御した市糶地区で主要なのは極辺と次辺で、博糶と便糶に分別して推行している。内里は、該当路の転運司が管轄している和糶地帯に属している。便糶地域の範囲の境界は、中央政府と該当路転運司各自の供餉範囲を区分する根拠でもあり、同時にまた和、博、便三種の糶法が各々推行されている地域を識別、判定する鍵でもある。

上述の認識に基づいて、本文は河北路を例にとりて、極辺、次辺、内里三つの地

---

\* 広島経済大学経済学部教授

域の区分を考証し、この基礎の上に宋代の河北便糶地域の基本的な輪郭を描き出すことを試みることにする。

①

現存の宋代典籍の中で、河北沿辺を包括した州軍の数目についての記載は各々異なっており、少なくとも次のような五種の見解があった。

(一)十一州軍：『統資治通鑑長編』巻184，嘉祐元年十月丁卯，「先是提拳糶便糧草薛向建議，併辺十一州軍歳計粟百八十万石，為錢百六十万緡，豆六十五万石，芻三百七十万捆…」

(二)十四州軍：『統資治通鑑長編』巻181，至和二年十一月丁巳，「初，虞部郎中薛向言河北糶法之弊，以為被辺十四州，悉仰食度支，歳費緡錢五百万緡，得米百十万斛，其实才直二百万緡爾…」

(三)十六州軍：『欧陽文忠公集』巻117，『迄置御河綱』，「臣伏見沿辺鎮，定等十六州軍，每年入中斛斗并支在京一色見錢…」また「勘会沿辺十六州軍元系見錢便糶外，近里大名府等七州軍已許客人三説入中」と言った。

(四)十七州軍：『宋史・食貨下六・茶下』，至和三年に河北提拳糶便糧草薛向が建議して，「並辺十七州軍歳計粟百八十万石，為錢百六十万緡，豆六十五万石，芻三百七十万捆…」という史料，文字は第一項「十一州軍」説と同じである。『統資治通鑑長編』の嘉祐元年（1056）の叙述に，「先是」という二文字があるので，追叙であることがはっきり見て取れる。嘉祐元年は，即ち至和三年（1056）と同じである。『宋史・食貨志』中華書局校点本の校勘記には，この「三年」は「二年」の誤りであると認定している。<sup>(5)</sup>

(五)十九州軍：慶曆四年（1044）に富弼は『河北守御十二策』をあげ，その守策は河北三十六州軍内の沿辺，次辺で，北京，雄，覇，冀，祁，保，瀛，莫，滄，鎮，定の十一州，広信，安肅，順安，信安，保定，乾寧，永寧の七軍，北平一寨，総合して十九城で，みな要害の地であり，敵の侵攻を防いで深入りさせないことである。定州が右腕，滄州が左腕，瀛州が中心部，北京が頭角である。<sup>(6)</sup>

上述の「五説」は，みな仁宗の慶曆（1041）から至和（1057）年間までの間に出てきたものである。この期間は，北宋政府にとっては西夏との戦いの停戦以後で，時機を失せないように北部辺境の警備任務を固める動きが反映されている。『宋史・地理志』巻二及び『宋史・兵志』巻十の中で，ちょうど慶曆八年（1048）に，北宋政府は富弼，夏竦の建議を取り入れて，河北路の軍事防禦体制を改めて調整し，元々の三部署司を四路安撫司（帥司）となした。即ち大名府，鎮定府，定州，高陽

関である。四路安撫司はみな馬歩軍都総管を兼任した。慶暦八年は正にその時である。<sup>(7)</sup>

北宋の河北沿辺の包括的行政区域について、日野開三郎先生は「十四州軍」の説を主張した。彼は河北糶便司が支配下に置いた沿辺便糶十四州軍は、真定府、定州（中山府）、瀛州（河間府）、保州、莫州、雄州、覇州、広信軍、安肅軍、保安軍、保定軍、順安軍、乾寧軍（清州）、北平寨（北平軍）であると書き出した。<sup>(8)</sup>

上述の十四州軍の外に、日野開三郎先生はまた『宋会要・食貨・市糶糧草』を根拠として、その中で言われた沿流の便糶州県（黄河、御河の沿流の州軍を指す）として、天雄軍（大名府）、澶州（開徳府）、相州、貝州、徳州、安利軍、永静軍の七州軍を書き出した。

沿辺十四州軍は、沿流七州軍とともに宋代河北路二十一州軍の二大便糶地帯、すなわち沿辺便糶地帯と沿流便糶地帯を構成していた。

日野開三郎先生は統計の手法を通して河北糶便司の支配下区域を明確にしようと試みているが、思考の方法は疑うまでもなく正確なものである。ただそうすれば、第一に、北宋期のひとところからずっと三種の地区（極辺、次辺、近里）に分ける習慣的な方法に違反している。河北糶便司が統轄していた、いわゆる沿辺は、僅かに極辺、次辺の州軍を包括するだけで近里は包括していない。日野開三郎先生が書き出した行政区範囲は、近里州軍に明らかに属している大名、相、徳、安利などを河北糶便司の管轄区に確定されたが、同時に明らかに次辺に属している祁州、永寧軍を外に排除した。これは明らかに適当ではない。<sup>(9)</sup>前引した『統資治通鑑長編』の「十四州軍」は『宋会要・食貨』三十九の七に「十四州、軍、寨」と書かれている。重要な軍寨は常に話題になっていて、多くの解釈を加える必要はない。が、軍寨は行政区画ではなく、州軍に隷属している。もし日野開三郎先生が書き出した沿辺「十四州軍」が『宋会要・食貨』三十六の二三『権易』の中に列挙されている州軍を根拠としているならば、筆者はそれは沿辺の地域範囲でなく、ただ十四カ処を分けて支納見銭の加饒則例—すなわち天聖末年に商人の入便見銭の州軍範囲を明示した—を規定したものと考える。当時の北平（現在の河北順平県境）は北平寨と称し、慶暦二年（1042）から軍となった。<sup>(10)</sup>

第二に、日野開三郎先生が認定された地域範囲によれば、沿辺、沿流は、二つが大きく互いに連結されていない便糶地域となっているが、これは歴史の根拠に欠けているようである。筆者は、このような分け方は辺境防務系統の依頼に対する河北供漕体制を軽視し、また河北糶便司、河北転運司の市糶糧草は調出でなく、河北四路安撫司（帥司）の供漕目標で、その二者の間に論理的分業が存在し、しかも相対

的固定の供給と需要の関係が存在していたことも軽視していると思う。北宋初年に軍需供給と軍事需要の関係を失い、しかも軍機の誤りを招くことを防止するために、曾て一度供給と需要の一体化制度を実行した。その時には安撫使は同時に提挙糴便糧草を兼任し、都部署は同時に本路転運使を兼任した。<sup>(11)</sup>それ以降は供給と需要を分ける体制を実行した。ただこれは宋代ずっと一貫して供漕機構が軍事需要を中心とすべきことを強調した歴史伝統を反映させたものである。曾て河北都転運使を歴任した欧陽修は、転運使は「所職糧草、錢帛蓄積之備、其賦斂緩急、須量返事緊慢…」と言った。これにより河北路転運使は、軍事に関与することが許可されていることが分かる。<sup>(12)</sup>河北路の市糴は、転運司あるいは糴便司が主宰する時期を問題にすること無しに、常に糴便は数額が充足するとすぐに安撫司に引き渡されて管理され、これをもって度々の軍需に備えた。<sup>(13)</sup>

供漕機構が軍事需要を最も重要な目標としなければならないことは、また紹聖元年（1094）の一則の史料の中に伝えられている。

三省言、河北糴便司所管州軍取貯糧草、除帥府才及五年外、余止取糴三年、所積数少、無以為備。<sup>(14)</sup>

帥府は即ち安撫司である。この史料は河北糴便司の「所管州軍」の範囲内では、帥府の糧草貯備が第一位の位置にあることを伝えている。

ここで言う「帥府」は、河北路で駐屯防備しているすべての安撫司を指すのではない。河北糴便司が管轄する区域内には、四安撫司が存在する。すなわち高陽関路、鎮定府路、定州路と縁辺安撫司（雄州に駐在）である。その中で、鎮定府路の僅か真定一府のみが次役に属し、その他の州軍はみな近里に属している。縁辺安撫司は上述の軍事機構と異なって、主要な機能は辺界事務であり、また敵情を探り、境賊、スパイを捕え、しかも屯田、塘水など界河防務を管理し、決して軍政のみに関わっていたのではない。いわゆる帥府は、ここでは主として高陽関、定州二路の安撫司を指す。<sup>(15)</sup>これによって筆者は、日野開三郎先生が画定した河北糴便司の統轄した便糴地区範囲に、慶暦八年（1048）に設置された諸路安撫使は全く顧みられてなく、これは史実の根拠を欠するものと思う。

日野開三郎先生が解釈した河北糴便司が支配した二十二、三州軍は、河北路三十八州軍の極めて大きな部分を占め、この点から推測判断すれば、彼は『宋史・地理志』の資料を使って行政区域を画分したはずである。その理由は、河北路は慶暦初年には三十六州軍で、<sup>(17)</sup>元豊年間には三十三州軍、<sup>(18)</sup>『宋史・地理志』は北宋末の徽宗年間の行政区域の画分に依拠し、当時河北路が管轄した州軍は正に三十八州軍であった。<sup>(19)</sup>

筆者は元豊（1078）以前の河北路の地理資料に依拠して、河北路糶便司が支配した便糶地区は十七州軍と理解している。最も有力な証拠は次の一則の史料である。

（元符）三年五月二十四日、知定州宝文閣直学士路衡奏、…国初、以沿辺十七州軍蠲減税賦、年計不足、故歲賜鈔錢二百万并十七州賦税悉糶便司專領、所以轉運司不能侵漁。後併為一司非便、故昌衡以為請。

上の史料は、筆者の検索によれば僅かに『宋会要・職官』四四の三八にしか見られないが、日野開三郎先生は使用していない。この史料の真実性をどうして疑うことができようか。朝廷が毎年交鈔200万貫を給降する制度は「戸部旧条」として、ずっと紹聖年間に至ってもなお継続実行されていた。

詔戸部依旧条逐年兩次給降交鈔二百万貫、仍自今年為始付提舉糶便司、分給州軍乘時廣行糶買。鎮、定、瀛州及十年、余及七年。<sup>(20)</sup>

上引の二則の史料は、次の五つの問題をはっきりさせることを助けている。(一)、河北糶便司が管轄する沿辺は十七州軍である。(二)、十七州軍地域範囲の確定は、軍事、地理の要因の外に、まだ蠲減税賦の要因がある。(三)、単独に河北糶便司を設置すれば、沿辺警備の禁軍は朝廷が直接供養し、市糶費用の独立を保持しなければならず、轉運司の侵占、流用を免れる。(四)、河北糶便司の経常費用は、管轄十七州の税賦と朝廷の年賜の交鈔200万貫である。(五)、鎮、定、瀛（高陽関）三路の安撫使の駐在地は、みな河北糶便司の供漕範囲内にある。

これはまた如何にその他幾つかの説を解釈するのか。

十四州軍、十六州軍、十九州軍など幾つかの見解が出てくるのは行政区域の変動によるもの、或いは純粹に辺境防務の論談に属し、これによって十四州軍、十六州軍、十九州軍を、「沿辺」としての確実な範囲として取り扱うことは出来ない。その中でただ「十一州軍」説は、沿辺十七州軍の中での極辺地帯「十一州軍」で、その余の六州軍は次辺に属していることを指している。極辺「十一州軍」の確定は、下の三則の史料の中の統計で出て来る。

1. 熙寧三年五月四日、詔莫、霸、保、安肅、広信、順安、信安、乾寧、保定為系極辺、沿塘泊及西山軍人戸苦無田疇、并罷支散青苗錢。<sup>(21)</sup>

2. 元祐八年十一月、知定州蘇軾言、…本路極辺定、保兩州、安肅、広信、順安三軍辺面七県一砦内管自團結弓箭社五百五十八社。<sup>(22)</sup>

3. 寄糶法行之已久、如保州、広信、安肅、北平等軍在定州之北、系極辺要切儲蓄之地。<sup>(23)</sup>

いわゆる「極辺」の十一州軍は、明らかに上引の第一則の史料中に出た十州軍で、その上更に後の二則の史料中に出た定州を加える。すべての史料を総合すれば、い

いわゆる「次辺」六州軍は当然真定府、祁州、瀛州、滄州、永寧軍、永靜軍とすべきである。宋代河北東、西二路転運司の区画、及び鎮定府、定州、高陽関、大名府の四路安撫司の区画、極辺、次辺、近里の三部分の州軍の帰属は、下の表を参照せよ。

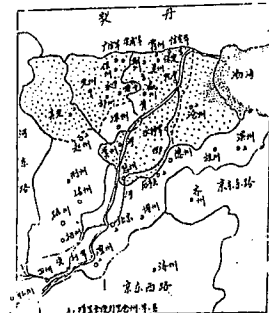
表の中の沿辺は十七州軍、近里は十八州軍で、河北路の合計三十五州軍は、慶暦初年に比較して一つ州軍が少ない。これは河北糶便司の設立が至和二年（1055）であって、当時の区画に依拠しており、そうすれば当然日野開三郎先生が言った三十八州軍ではない。『宋史・兵史』に基づけば、慶暦八年（1048）に河北の兵を分けて四路とし、大名府路は北京、瀧、衛、懐、徳、博、濱、棣、通利、保順合わせて10州軍、高陽関路は瀛、莫、雄、覇、貝、冀、滄、永靜、乾寧、保定、信安合わせて11州軍、鎮定府路は鎮、邢、洺、相、趙、磁合わせて6州軍、定州路は定、保、深、祁、北平、広信、安肅、永寧、順安合わせて9州軍である。四安撫司路合わせて合計36州軍ある。しかしながら、『元豊九域志』と『宋史・地理志』を詳しく研究してみれば、定州路には慶暦四年（1044）以後、北平軍は無いはずである。北平軍は「慶暦二年以北平砦建為軍、四年復隸州、即北平県治置軍使、隸州」ということである。<sup>(24)</sup>したがって北平（現在の河北順平県境）は、この後州、軍級の行政区画制度には属していない。これによって、表中の定州路は8州軍、河北路は35州軍である。

転運使路	安撫使路	州軍数	沿辺十七州軍		近里
			極辺	次辺	
河北西路	鎮定府路	6		真定	磁、相、邪、趙
	定州路	8	定、保、広信、安肅、順安	祁、永寧	深
河北東路	高陽関路	11	莫、覇、雄、乾寧、保定、信安	瀛、滄、永靜	貝（恩）、冀
	大名府路	10			大名、瀧、懐、衛、徳、濱、真、棣、通利、保順
合計	4	35	11	6	18

筆者が上表の統計を根拠に描いた、河北糶便司が制禦統治した沿辺の便糶地域は右の地図のようになる。

②

北宋期、三司が派遣駐在させた河北沿辺の市糶機構一河北糶便司、その官員は通常朝廷が直接派遣するか、或いは三司が選抜する。経費は三司が直接支出する。



河北転運司の指揮は受けず、目的は三司に代わって、国境警備をしている禁軍の兵馬の糧草を処理することである。『宋史・兵志』に「河北兵籍比諸路為多、其縁辺者且仰給三司。」とある。これは軍隊に需要を供給する機能は、河北糴便司を通じて完成したことを言っている。河北転運司は近里十八州軍を管轄し、市糴糧草の中の、ある部分を沿辺禁軍に調達する外に、主に廂軍、郷兵などの月糧を配分した。河北糴便司と河北転運司は経費独立の市糴機構に属していて、両者間の経済取り引きは普通は貸借関係を表わす。

河北糴便司は最初は司を大名府に置き、「提挙糴便司」をもって名称とした。この後河北転運司は利益を出すことを考えて、幾度も提案して沿辺の便糴を兼管し、しかも河北糴便司をも兼管する提案を出した。そこで名を改めて「措置糴便司」とした。しかしながら、市糴費用は依然として独立したもので、即ちいわゆる「糴本錢不預漕計」である。およそ熙寧五年（1072）九月に、北宋政府は再度単独に措置糴便司を回復し、しかも「提挙兼措置」を命じた。<sup>(25)</sup>元豊四年（1081）に度支副使の蹇周が措置糴便を兼ね、権河北西路提点刑獄の王子淵が提挙糴便を兼ねた。<sup>(26)</sup>この後、時に分かれたり合併したりした。しかしながら、おおよそのところを言えば、河北糴便司と河北転運司との間の分離、合併は、中央と地方の間の関係の調整に属していた。しかし、提挙、措置という二糴便司の分離、合併は、三司直属機構の間の関係の調整に属している。日野開三郎先生は詳しい究明はしてなく、河北糴便司はその長官の専任制の状況の下で「提挙糴便司」と称し、その他の官員を改めて兼任する状況の下で、則ち「措置糴便司」と称すると理解しているが、こういう結論は適当ではないようである。確かに河北糴便司が転運司にあって和糴を兼管する状況の下で、曾て「措置」をもって名となしたことも真実である。しかし何度も「各为一司」という状況が現われており、例えば、元符三年（1100）十一月に「詔河北措置与提挙糴便各为一司」とある。<sup>(27)</sup>本来この二つの機構が、どうして同一機構に同様ではない状況下で名称の異なった専、兼があるのに一つにしたのか。

現有の史料によれば、大名府の東、西濟勝倉と瀛、定、趙、濱などの州の倉廩と、及び黄河、御河に沿った州軍の椿積糧は、多くは措置糴便司が計画して処理するとなっている。<sup>(28)</sup>元祐元年（1086）に張問が沿流州県を經由した時に親ら所見を述べて「臣経永静軍、訪問本路有沿辺寄糴及措置司斛斗約四十万石」と言った。<sup>(29)</sup>各種の史料の記載を総合して、おおむね推理して分かることは、河北措置糴便司の活動範囲は大体その官庁駐在地の大名府をもって起点として、黄河、御河兩岸に沿った流域のそばの州県及び徳、博、濱、棣の一带で、即ち河北東路の水陸交通の發達地区で、その寄糴、封椿を推進していく重点地帯である。高陽関路（瀛州に駐在、即ち現在

の河間市) 諸軍は、その供餉の主要な対象である。澶、魏地区及び近里の州軍の食糧は、市糴を通じて大名府及び沿流州県に集められ、その後分散して船に積み込まれて大名府から乾寧軍の御河までの航路に沿って、水運で高陽関路に至り、諸軍に供給して消費される。これは近里をもって沿辺の食糧を計るもので、この方法は曾て慶曆(1041)以前に盛んに行われた。その当時、北宋政府は専門の催綱官二名を置き、一名は大名府に駐在して荷物の発送を督促し、あとの一名は乾寧軍に駐在して荷物を船から卸すのを監督した。盛時には大名府と乾寧軍との間を忙しく往来する御河網船は、1800隻に達した<sup>(30)</sup>。その後、宋代の黄河は堤が頻繁に決壊して、水勢は時々御河の航路を侵奪して、黄河、御河の水運も時に断たれ、時に続いたりした。提挙糴便司の供餉の範囲は極めて広く、河北西路の沿辺一帯の可能性はある。その根拠は、提挙糴便に関する活動の記載があり、多くが河北西路に関するものである。その一は、提挙糴便糧草の官員の多くが西路提点刑獄を兼任しており、例として、前述の元豊四年(1081)に任命された王子淵がいる。その二は、提挙糴便糧草はまた「提挙河北西路糴便糧草」と称されており、熙寧八年(1075)四月に呂嘉問は曾て金部員外部の職務をもって、その職席に任ぜられた<sup>(31)</sup>。その三は、提挙糴便司の市糴事務の往来は、多くは河北西路に及んでいる。例えば熙寧七年(1074)に朝廷が三司に命じて「指揮提挙糴便糧草李直躬輒移沿辺鈔于西路，令商人入中糧二十万石，及賜内庫錢十万緡」とある如くである<sup>(32)</sup>。その四は、河北提挙糴便司が関わり合った地方の水利工事の多くが河北西路にあった。例えば、熙寧二年(1069)は提挙、措置の二つの糴便司が併存した時期で、この年に恩州武城県において御河20里を開いて黄河の故道に導き、朝廷は提挙糴便司糧草の皮公弼と提挙常平の王広廉に命じて按察巡視させ、二人は協議して鎮、邢、洺、磁、相州の兵夫6万人を調達してこれを浚渫した<sup>(33)</sup>。提挙糴便司の官庁は恩州にあり、上述の諸州はみな河北西路に属している。

上述の資料は、勿論提挙糴便司の供餉範囲を直接証明することは出来ないが、きっとこれが河北西路沿辺一帯にあることは推断出来る。ただ一点次のことは肯定出来る。北宋期においては、黄河、御河の航路は西南—東北の向きで、これは主に水運に依存している沿辺軍儲の供給に対して、東北地区の高陽関路に有利で、西山東山麓の辺鄙な鎮定、定州の二路にとっては不利ということである。定州路は宋と遼の辺境にあって、緊急かつ重要な防禦地域である。欧陽修は「定州控扼西山險要，于河北三路最為重地」と言っている。鎮定、定州の二路は乾寧軍の下卸糧草を頼りにして、西運を再転することは殆ど不可能である。『宋史・地理志』に「自辺吳淀至泥姑海口，錦亘七州軍，屈曲九百里，深不可以舟行，浅不可以徒涉」とある。辺



呉淀は即ち辺呉泊で、保州（現在の保定）付近にある。また「自辺呉淀西望長城口尚百余里，皆山阜高仰，水不能至」とあり、これによれば、鎮定、定州の二路の糧草の饋運は、東西の水路に通路が無く航行は不可能である。『宋会要・職官』五五の三〇に、「定州，広信軍，安肅軍，北平寨四处，不通水運，深入辺陲折中則坐糜官財，転輸則動勞民力」とある。典籍の中で指摘している定州へ通じる唯一本の水路は、真宗の景德年間に唐河の水利を引いて出来上がった人工運糧渠であり、「自嘉山東引唐河水三十二里至定州，酬而為渠，直蒲蔭県東六十二里会沙河，経辺呉泊，遂入于界河，以達方舟之漕」とある。<sup>(35)</sup>ただこの水路が仁宗の末年までなお漕運に適用したかどうか、大変疑わしいところである。

河北措置糴便司の駐在地一大名府に至っては、日野開三郎先生が見解を持ったような河北糴便司の専属地帯であるとするのは、あまりありうることではないであろう。大名府路の各州軍はすべて近里に属し、沿辺の範囲内には入っていない。大名府は、河北路の黄河、御河、二河の交差する処にあって宋代の副首都であり、また河北一路で最も繁華な水陸交通の商業都市であったので、京師は河北の政治、経済と連結して要衝の地となった。大名府には中央、地方の機構が林立し、官庁の文書や財物の蔵が多く、商人が集まり、この地がまるで河北地区全域で最も重要な軍需の転運、集散の中心のようであった。至和元年（1054）に、大名府は「許客人入便斛五十万」とあり、責任を持って取りしめる機構は河北都転運司である。<sup>(36)</sup>熙寧三年（1070）に大名府に場を置き、斛斗を寄糴するのは河北糴便司である。<sup>(37)</sup>熙寧八年（1075）、大名府で芻豆を収糴し、封椿して馬料を備えるのは司農寺である。<sup>(38)</sup>この外に、ここにはまだ大量の大名府路安撫司の封椿軍糧がある。<sup>(39)</sup>一般的に言って、河北路は沿辺十七州軍以外の近里地区を除いて、当然河北転運司の管轄範囲に属すべきであるが、大名府と沿流の州県は、特別な地理的理由によって別に分けて論ずべきである。ずっと前になる真宗大中祥符二年（1009）にはすでに河北転運使に詔して、「自今市芻糧宜就瀕河州」とあり、<sup>(40)</sup>沿河の州県はすでに軍用糧草の集散地となっていたことが分かる。数十年の建設を経て、沿流州県の糧草は貯備され、転運の施設は最も完璧となり、まず沿辺の供漕のために奉仕することは当然のことである。沿流の州県の、ただし措置糴便司が多くの椿積倉を建てている場所を除いて、京東路の上供糧も「河北近水路州軍送納」とある。京東路の上供糧は、曾て一度改められて見銭に折せられたが、熙寧七年（1075）に三司の要請に応じて、「自明年不折変銭，依旧計置折変米于河北路近水州軍封椿以備辺用」となった。<sup>(41)</sup>それ故当然大名府及び沿流の州県は転運司管轄に属し、しかも諸司が通行する公共地帯であると説明すべきである。

上述の考察の主な目的は、地域範囲から河北糴便司が直接支配下に置いた沿辺便糴地区をはっきりと分けることであり、いわゆる沿辺は、結局のところは税賦の蠲減と三司に直属するかどうかの概念であるが、これは勿論その時の国防と軍需によって作り出されたものである。河北路のその他の近里諸軍は、則ち本路の転運司に帰している。この一つの区別について、『統資治通鑑長編』皇祐二年二月己亥の薛向の陳述を転述した際に、極めてはっきりと述べられている。「祖宗之法，塞下入粟，三司出茶，塩，象牙，雜物称其值，号三税法，内郡則轉運司以常賦充。」即ち沿辺，近里の糧食の市糴について，その費用は二通りの別々の道に分けられている。この制度は宋の太祖，或いは太宗朝のある時期にすでに確立し，宋初から伝承されて改変されなかったかも知れない。

しかしながら仁宗の康定（1040）以後，沿辺，近里をこの種の，極辺は博糴，次辺は便糴，近里は和糴という分け方は理解出来ない。西夏との戦争が起これり，情況が突然変わることによって，辺境の軍需糧草はすぐに増加し，朝廷はやむなく高い値段で商人を誘い，入中させないわけにはゆかず，便糴は市糴の主な形式になった。河北近里の州軍が「三税法」を推行していることが，即ち例証である。

## 注

- (1) 漆侠『宋代經濟史』上冊，第431頁，上海人民出版社。
- (2) 『宋会要・食貨』四一之一を参照。
- (3) 拙作『論中唐以後的官府糧食市糴』，（『中国史研究』1994年2月）。
- (4) 沈括『夢溪筆談』卷11。
- (5) 『宋史』第4511頁。
- (6) 『統資治通鑑長編』慶曆四年六月戊午。
- (7) 『統資治通鑑長編』慶曆八年四月辛卯。
- (8) 「關於宋代的便糴」（『東洋學報』23-1，1935），日本版。
- (9) 近里について，『宋会要・食貨』三九之二七，「河北西路轉運司言，懷，衛，相，磁，邢，洺，深，趙州例皆豐稔，乞令本路提舉司于近里八州軍常平収糴斛斗椿管。」次辺について，『宋会要・食貨』三九之三六，「保州，広信，安肅，北平等軍在定州之北，系極辺要切儲蓄之地。真定府，祁州，永寧軍亦系次辺。」
- (10) 『宋史・地理志』卷二。
- (11) 『統資治通鑑長編』景祐四年二月丙寅，詔河北縁辺安撫使兼提舉縁辺諸州，軍，寨便糴糧草。
- (12) 『宋史・真宗紀』咸平四年十二月丁卯，詔罷三路都部署兼河北轉運使。
- (13) 『歐陽文忠公集』卷118，「乞預聞軍事」。
- (14) 『宋会要・食貨』元豐二年正月三日，詔北京，澶，定州封椿糧草，糧六百七十余万碩，草千七百万束，委安撫司專領。
- (15) 『宋会要・食貨』四〇之一。
- (16) 『宋会要・職官』四一之九二，「左思諫呂謹初言，定州，高陽関置帥至重，其事如刺探敵

情関報事宜，捕捉境賊，奸細，屯田，清水之類付沿辺安撫司，其他軍事悉歸帥府。

- (17) 『統資治通鑑長編』慶曆四年六月戊午。
- (18) 『元豊九域志』卷二。
- (19) 『宋史・地理志』卷二。
- (20) 『宋会要・食貨』四〇之一。
- (21) 『宋会要・食貨』五三之一〇。
- (22) 『宋史・兵志』卷四。
- (23) 『宋会要・食貨』三九之三六。
- (24) 『宋史・地理志』卷二。
- (25) 『統資治通鑑長編』熙寧五年。
- (26) 『宋会要・職官』四四之三八。
- (27) 同上。
- (28) 『宋会要・職官』四四之三七「戸部言，河北措置糴便司状，趙州倉関到措置司糴本文鈔每一十貫加饒錢三百文。」また、『司馬光奏議・革弊札子』「又設置措置糴便司広積糧谷于臨流州県，以便饋運。」
- (29) 『統資治通鑑長編』元祐元年十二月辛亥。
- (30) 『歐陽文忠公集・乞置御河綱』に，歐陽修が河北都転運使に任ぜられたとき，御河航運を回復することを請い，「点検本司帳曆，系管御河堪好糧船一千八百隻，見在只有三百隻，内一千五百余隻不知所在。…今欲乞朝廷復催綱二員，一員依旧于大名府，一員于乾寧軍，漸用新船興漕運之利。」と記載されている。
- (31) 『統資治通鑑長編』熙寧八年夏四月丙子。
- (32) 『統資治通鑑長編』熙寧七年十月癸未。
- (33) 『統資治通鑑長編』拾補熙寧二年閏十一月庚子。
- (34) 『歐陽文忠公集・乞選文臣知定州』。
- (35) 『宋史・河渠志』卷五。
- (36) 『宋会要・食貨』三九之二〇。
- (37) 『宋会要・食貨』三九之二二。
- (38) 『宋会要・食貨』三九之二四。
- (39) 『宋会要・食貨』三九之三十。
- (40) 『宋会要・食貨』三九之六。
- (41) 『宋会要・食貨』三九之二四。
- (42) 『韓魏公集・韓魏公家伝』，「近里州軍，即依康定二年作三税。」

## 訳者あとがき

本論文は袁一堂氏（1951年生，山東建築材料学院教授，現山東財政学院教授）が「河北学刊」（1998年1月，社会科学類国際交流刊物，中国社会科学核心期刊，河北省社科類十佳期刊）に発表した論文である。著者より翻訳の承諾を得て論文を頂戴し，沙鄭軍氏（本学大学院前期課程修了）が素訳した原稿を私は入手した。しかし私の推敲，論考が遅れ，発表するのにかなりの時間を要した。著者の袁氏にはお詫びを，今回もご協力戴いた沙氏には感謝申し上げたい。